

本業と副業の労働時間、「合算せず」で議論へ

副業・兼業の場合の労働時間管理について検討を重ねてきた厚生労働省の有識者会議が8月、報告書を取りまとめました。最大の焦点となっていた時間外労働の上限規制と割増賃金に関し、「本業と副業は合算せず、事業主ごとに適用する」という考え方を選択肢のひとつに提言。今秋から始まる労働政策審議会では、この報告書の見解をたたき台に労働基準法の改正を視野に入れて議論しますが、労働者側は「長時間労働の温床になる」「合算で8時間を超える労働時間の割増賃金逃れが横行する」などと懸念を抱いており、政府が強力に副業推進を掲げる中で、労使の議論の行方に注目が集まっています。

副業の労働時間管理を巡る有識者検討会の動向や背景については、前号の『HIRAYAMA NEWS』で要所をお伝えしておりますが、報告書が正式に取りまとめられたことによって次の展開へ動き出しました。

報告書では「健康管理」「労働時間の上限」「割増賃金」の3つの視点から現場実態に即した今後のあり方を示しました。まず、「健康管理」については、「健康確保の対策を強化すべき」との考え方に立ち、「事業主は副業・兼業で働く人の健康管理を本人の自己申告で把握し、面談などで労働時間の短縮などに配慮すること」「いかなる措置もとっていない場合は行政指導の対象とする」などの手法を挙げました。

「労働時間の上限」と「割増賃金」については、「現行の労働基準法などで規定されている通り、合算の考え方を維持するケース」を示す一方で、「事業主が厳密に管理・把握することは極めて困難」と指摘しつつ、「合算せずに事業主ごとに対応するケース」も提案しました。従来までの労働法制のルールを大きく変える考え方を盛り込んでいるだけに、反発を抑えるため両論併記でまとめた格好ですが、後者を軸にした議論が展開される見通しです。

この報告書の内容には伏線があります。取りまとめの約2カ月前、政府の規制改革推進会議が6月の答申で、「本業と副業を合算、通算した労働時間の把握を事業主に義務付けている労働基準法を見直すべき」と、官邸主導型で改正を促しています。しかし、労働者側だけでなく、厚生労働省も「労働時間の合算は戦後70年以上の長い歴史がある。悪質な使用者から労働者を守るために生まれたルール」と改正に積極的ではなく、労政審における労使の議論は白熱する模様です。

日雇い派遣の実態とニーズ調査を実施へ

労働政策審議会労働力需給制度部会は、6月下旬からスタートした労働者派遣法の2012（平成24）年改正と現行法の15（平成27）年改正の見直し議論の進め方について議論を続行しています。これまでに確定した動きとしては、事務局の厚生省が（1）全般の実態を把握する「アンケート調査」（2）日雇い派遣の実態やニーズをつかむ「ヒアリング調査」——を実施し、年明けの同部会に調査結果を報告します。この動きと並行して、9月から11月にかけて派遣労働

者や事業者（派遣元）、受け入れ企業（派遣先）から公開で聞き取りを行い、調査結果を待たずに検討できる個別の論点について議論を進める方針です。

12年改正から約7年、15年改正から約4年がそれぞれ経過したことを踏まえたもので、停滞していた点検と見直し作業が本格的に始動したと言えます。12年改正では「日雇派遣の原則禁止」「グループ企業内派遣の8割規制」「いわゆるマージン率等の情報提供」「労働契約申し込みみなし」「離職後1年以内の労働者派遣の禁止」の5項目。15年改正では「雇用安定措置」「派遣の受け入れ期間の制限」「計画的な教育訓練・相談機会の確保」「特定目的行為の禁止」など8項目の計13項目について点検します。

「アンケート調査」は対象別に5種類（派遣元、派遣先、派遣労働者、日々または短期の就労者、日雇い派遣の経験がない人）あり、詳細な設問設計については労使と有識者による「委員会」を設けて早期に詰めます。いわゆる日々紹介など、短期就労の状況や課題にも踏み込む考えです。また、「ヒアリング調査」は主に原則禁止の例外業務（17.5業務）の実態と、それ以外の業務のニーズの有無について調べます。

19年度最低賃金決定、10月順次スタート

厚生労働省は、2019年度地域別最低賃金（最賃）を発表しました。7月31日の中央最低賃金審議会が決めた地域別「目安」を受けて、各都道府県の最賃審議会が8月までに答申したもので、改定額は10月1日から順次実施されます。

改定額の全国加重平均は「目安」と同じ901円で、前年度比27円、3.09%増。高い順からA～Dの4ランクに分かれ、都道府県ごとに検討。この結果、Aランクの東京は1013円、神奈川も1011円と初めて1000円の大台を超えました。また、東北や九州を中心にDランクで「目安」を上回る県が19県あり、最低の790円とする県が15県あります。最高と最低の差は223円で、前年度の224円からわずかに縮小しています。

政府が要望していた「3%以上」に4年連続で沿う結果となりましたが、全国の中小・零細を中心にした企業経営を圧迫する懸念もあり、来年以降も「適正賃金」のあり方が焦点となりそうです。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(03)号
平成 28 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

